一　株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の商号及び住所
二　株式交換に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項
三　株式交換完全子会社の株主（会社を除く。以下同じ。）に対する株式の割当てに関する事項
四　株式交換がその効力を生ずる日
五　株式交換に際して株式を発行しようとする理由

（株式交換に際しての新株予約権の発行の認可の申請）

第三条の三　会社は、法第五条第一項の規定により株式交換に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
一　株式交換完全子会社の商号及び住所
二　株式交換に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法
三　株式交換に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
四　株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項
五　株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項
イ　会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権者の有する新株予約権（以下「株式交換契約新株予約権」という。）の内容
ロ　株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法
ハ　株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
六　前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の会社の新株予約権の割当てに関する事項
七　株式交換がその効力を生ずる日
八　株式交換に際して新株予約権を発行しようとする理由

（株式交換に際しての社債の発行の認可の申請）

第三条の四　会社は、法第五条第一項の規定により株式交換に際しての社債（新株予約権付社債を除く。以下同じ。）の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
一　株式交換完全子会社の商号及び住所
二　株式交換に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
三　株式交換完全子会社の株主に対する社債の割当てに関する事項
四　株式交換がその効力を生ずる日
五　株式交換に際して社債を発行しようとする理由

（新株予約権の行使により株式を発行した旨の届出）

第三条の五　会社は、法第五条第三項の規定により株式を発行した旨を届け出ようとするときは、次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　新株予約権につき、法第五条第一項の認可を受けた日
二　新株予約権の行使により発行した株式の種類及び数
三　新株予約権の行使に際して払込みをされた金額
四　新株予約権の行使により株式を発行した日

第十条の見出し中「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に改め、同条中「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に、「利益又は損失」を「剰余金」に、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ五第一項」を「会社法第四百五十四条第五項」に、「金銭の分配」を「剰余金の配当」に改める。

第十一条第一項第一号の二中「あつては、」の下に「分割により」を、「法人」の下に「又は分割により設立する法人」を加え、同条第二項第二号中「合併契約書」を「合併契約」に、「分割契約書」を「吸収分割契約」に、「分割計画書）の写し」を「新設分割計画）において定めた事項を記載した書類」に改め、同項第四号中「合併契約書」を「合併契約」に、「分割契約書」を「吸収分割契約の締結」に、「分割計画書）の作成」を「新設分割計画の作成）」に改め、同項第五号中「承継する法人」の下に「若しくは分割により設立する法人」を加える。

第十二条中「同条第三項ただし書」を「法第十二条第三項ただし書」に、「資本」を「資本金」に改める。

（貨物利用運送事業法施行規則の一部改正）

第四十六条　貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号ハ及び第十九条第一項第五号ハ中「又は有限会社」及び「又は出資」を削る。

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

第四十七条　貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号イ中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七条」を「会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項」に改め、同号ハ中「又は有限会社」及び「又は出資」を削る。

（貨物利用運送事業報告規則の一部改正）

第四十八条　貨物利用運送事業報告規則（平成二年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同条第一項の表中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同条第二項中「営業報告書」を「事業報告書」に、「営業概況報告書」を「事業概況報告書」に改める。

第一号様式第一表中「営業概況報告書」を「事業概況報告書」に、「営業概況総括表」を「事業概況総括表」に、「資本」を「資本金」に、「有限会社」を「合名会社」に、「合名会社」を「合資会社」に、「合資会社」を「合同会社」に、「資本」を「資本金」に改める。

（貨物自動車運送事業報告規則の一部改正）

第四十九条　貨物自動車運送事業報告規則（平成二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し及び第一項の表中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同条第二項中「営業報告書」を「事業報告書」に、「営業概況報告書」を「事業概況報告書」に改める。

第一号様式中「営業概況報告書」を「事業概況報告書」に、「資本」を「資本金」に、

監査
（監